

指定管理者候補者の選定について [吉田公園]

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「吉田公園」への指定管理者制度の導入

静岡県では、平成 16 年 3 月に「県営都市公園経営基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、県営都市公園について、それぞれの公園の設置目的や役割を踏まえ、利用の増進と効果的で効率的な運営を図ることとしました。

吉田公園において、基本計画の実施に適した管理運営体制の構築を目指すにあたり、指定管理者制度が有効と考え、平成 18 年度から同制度を導入しました。

今回、5 年間の第 3 期指定期間が令和 2 年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行いました。

2 施設の概要

施設 の 名 称	吉田公園				
設 置 目 的	自然に親しみながら、レクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しい県民スタイルの県民参加の公園運営を目指す。				
供 用 開 始	平成 13 年 8 月 1 日				
所 在 地	榛原郡吉田町川尻 4036-2				
面 積	14.3ha				
施設概要	名 称	内 容			
	ヒーリングコア (管理棟)	事務室、軽食室、自由工房、多目的ホール、トイレ(車椅子対応)、研修室			
	芝生広場	多目的広場、チューリップ花壇			
	ビオトープ池	大井川周辺の自然を再現			
	やすらぎの庭	高床式花壇(レイズドベット)、車いす対応テーブル			
	駐 車 場	第1駐車場(普通車195台、うち身障者用5台)、第2駐車場(普通車28台、バス3台)、第3駐車場(普通車24台)			
	そ の 他	大滝、小滝、展望台、ちびっこ広場、香りの庭、屋外トイレほか			
利用人数	(単位:人)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	208,396	195,242	205,778	206,615	186,322
現在の管理運営状況	特定非営利活動法人しずかちゃんによる指定管理				
令和2年度委託料	53,982千円				

3 指定管理者の募集

募集方法	公募
募集期間	(募集要項配布) 令和2年 8月26日～ (申請受付) 令和2年9月23日～25日
事業計画書の提出	「吉田公園指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
管理運営方針	「県営都市公園経営基本計画」に定める公園ビジョン(設置目的、役割・位置付け)等に基づく管理運営を行う。
指定の基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理者管理公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
募集内容 業務内容	(1) 有料公園施設の利用承認に関する業務 (2) 公園の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の設定及び収受に関する業務(利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。) (4) 多彩なイベントやプログラムの実施による地域住民の公園利用の促進 (5) 管理運営への地域住民参加の促進 (6) 行為の許可に関する業務 (7) 都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収 (8) その他静岡県都市公園条例別表第3に掲げる業務
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)
県が支払う委託料	申請者による提案(各年度58,500千円を上限とする。)
利用料金制度	(1) 利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (3) 利用料金収入の10%を県に納入する。

4 指定管理者選定委員会

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者、県職員からなる指定管理者選定委員会を設置する。 ・委員会において、第1次審査(書類審査)で3者程度を選定し、第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)で優秀者1者を選定する。 																							
指定管理者選定委員会委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属・役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>岸本 道明</td> <td>静岡大学未来社会デザイン機構特任教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>黒田 宏治</td> <td>静岡文化芸術大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>清水 裕子</td> <td>大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>杉原 賢一</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>水戸 喜平</td> <td>樹木医</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>勝又 泰宏</td> <td>静岡県交通基盤部都市局長</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	所属・役職	委員長	岸本 道明	静岡大学未来社会デザイン機構特任教授	委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授	委員	清水 裕子	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員	委員	杉原 賢一	公認会計士	委員	水戸 喜平	樹木医	委員	勝又 泰宏	静岡県交通基盤部都市局長
	氏名	所属・役職																						
委員長	岸本 道明	静岡大学未来社会デザイン機構特任教授																						
委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授																						
委員	清水 裕子	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員																						
委員	杉原 賢一	公認会計士																						
委員	水戸 喜平	樹木医																						
委員	勝又 泰宏	静岡県交通基盤部都市局長																						

審査項目 及び配点	区分	項目	点数	
	(1) 団体の能力	団体の経営状況等		10点
		施設の管理に関する基本的考え方		
	(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等		10点
	(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制		12点
		職員の配置計画		
		職員の研修計画		
		苦情等に対する方策		
	(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、広報計画、自主事業計画		22点
利用者意見の反映等				
地域団体等との連携				
(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理		16点	
(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応		10点	
	事故防止の取り組み及び発生時の対応			
(7) 委託料	委託料		20点	
合計			100点	

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	特定非営利活動法人しずかちゃん	
団体の概要	吉田公園の管理業務、吉田公園でのイベント企画運営など	
提案の概要 (主な提案内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・メインの花壇だけでなく、秋の七草等野生種を主体とした「ビオトープ」(野の花の小径)、森林生態を考慮した「やすらぎの庭」、旅する蝶「アサギマダラ」の飛来する環境づくりなど自然環境の保全にも配慮した魅力ある公園づくりを進める。 ・公園アクセスと駐車場の確保が課題であるため、大型イベントの際は吉田町の理解のもと隣接する町有地を借用して対応する。また、大手バス会社と連携してシャトルバスの運行を検討する。 ・「チューリップまつり」のほか、ヒマワリ、コスモス等の植栽やビオトープ「野の花の小径」の充実を図ることで、春季以外の利用者の増加につなげていく。 ・見頃を迎えた草花や季節感あふれる植物の姿などをタイムリーに、ホームページ、フェイスブック、マスコミ、市町広報紙などを通して情報発信する。 ・園内の多様な花壇や芝生広場を利用して、花の植付けイベント、鑑賞イベント等を開催する。単に見るだけでなく、土とふれあい、時には生産の喜び、家族や同好の仲間とのふれあいの場として花壇を活用していく。 ・喫茶コーナーにおいては、ターゲットの見直し、一押しメニューの強化、その他メニューの見直しを図り、味だけでなく見た目にも映える盛り付け方を工夫する。また、コンセプトも見直し、「思い思いの過ごし方に寄り添う憩いの場」として、「あったらいいな」を形に、ドリンク、軽食を提供する。 ・「カフェ(喫茶コーナー)があるから公園に出かけよう」と思えるよう「Facebook」や「Instagram」を駆使して情報発信を行う。 ・管理運営の支援母体である会員、ボランティアの増強を図り、先進的公園の視察、園芸講座開催等により、会員、ボランティアの資質向上を図りつつ、県が示す「県民参加の新しいスタイルの公園運営」を更に進める。 	
県が支払う委託料の提示額	令和3年度	58,500千円
	令和4年度	58,500千円
	令和5年度	58,500千円
	令和6年度	58,500千円
	令和7年度	58,500千円

(2)選定経過

申請者	団体名		所在地
	特定非営利活動法人しずかちゃん		榛原郡吉田町
選定経過	指定管理者選定委員会		
	月日		内容・選定経過等
	10月8日	第1回委員会	第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定
10月20日	第3回委員会	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定	
審査結果	<第1次審査>		
	項目	配点	特定非営利活動法人しずかちゃん
	(1)団体の能力	10	8.9
	(2)経営に関する計画	10	8.3
	(3)組織体制に関する計画	12	9.1
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	18.9
	(5)施設管理に関する計画	16	13.1
	(6)危機管理体制	10	7.9
	(7)委託料	20	16.6
	合計	100	82.8
	<第2次審査>		
	項目	配点	特定非営利活動法人しずかちゃん
	(1)団体の能力	10	7.8
	(2)経営に関する計画	10	8.0
	(3)組織体制に関する計画	12	8.3
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	19.0
	(5)施設管理に関する計画	16	13.0
	(6)危機管理体制	10	8.2
	(7)委託料	20	16.0
	合計	100	80.3
	<総合評価>		
		特定非営利活動法人しずかちゃん	
	第1次審査評価点(a)	82.8	
	第2次審査評価点(b)	80.3	
	総合評価((a)+(b))/2	81.6	
	(参考)委託料の評価点Qi		
	= 配点20点 × (Cmin/Ci) × (Pmax/配点80点)		
Qi : 申請者iの委託料の評価点			
Cmin : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額			
Ci : 申請者iの提案金額			
Pmax : 全申請者の委託料以外の評価点のうち最大の評価点			

<p>選定に当たっ ての考え方</p>	<p>公園経営基本計画の目的である、「利用の増進、利用者満足度の向上、効果的・効率的な運営、安全・安心の確保」に主眼を置き、この公園の設置目的を達成するため、管理運営経費の節減に併せて、団体の能力、経営や組織体制、サービス向上、利用増進、施設管理に関する計画及び危機管理体制が適切なものであるかどうかを選定のポイントとした。</p> <p>そのため、総得点における委託料以外の配点を8割としたほか、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の取組姿勢などを多角的に評価することとした。</p>
<p>講 評 及 び 選 定 理 由</p>	<p>○ 第1次審査、第2次審査の結果、特定非営利活動法人しずかちゃんが以下の点で評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き吉田公園の指定管理者となる意欲と情熱が伺え、公園の特性や課題等を十分に把握していること。 ・ 過去15年間の管理運営の積み重ねの成果として、吉田公園の「ファン」がいて、地域から支えられる公園になっていること。 ・ 現在、限られた数の職員と地域ボランティアの支援のもとで、経費削減のため外注業務を減らして代わりに自前で作業をするなどして頑張っていること。 <p>なお、審査の過程において、委員からは次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来に備え、後継者の人材育成に努めること。 ・ 一部、樹木の専門知識があればやらないような管理方法が見られるので、樹木の専門家のアドバイスを受けるなどして、適切に管理すること。